

名称

とっとり農林水産業女子が進める働き方改革推進事業

施策対象

農林水産業に従事する女性や農山漁村の振興を担う女性

施策主体

鳥取県

対象者

・家族経営協定締結、認定農業者（連名認定）等の女性農林水産業者等で構成する任意団体
・家族経営協定締結、認定農業者（連名認定）等の女性農林水産業者等

施策概要

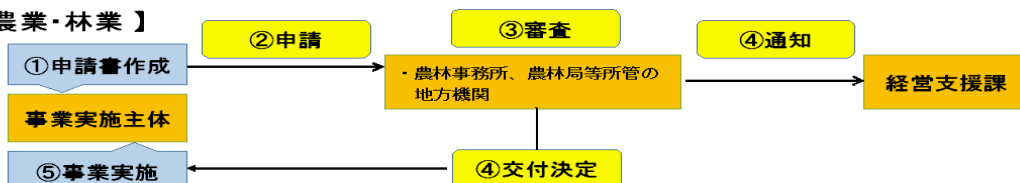
農林水産業に従事する女性や農山漁村の振興を担う女性の活躍推進や地域の農林水産業界を牽引する女性リーダー育成に関する取組等を支援し、女性活躍の一層の推進を図ります。

● 支援の内容

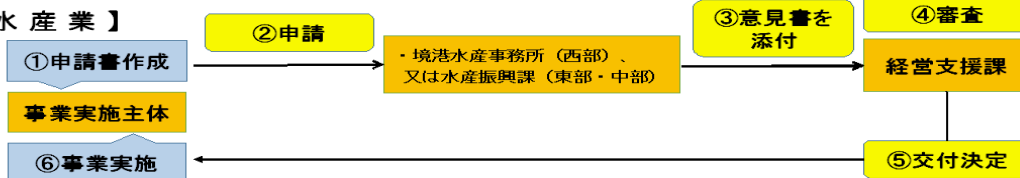
区分	内容	補助率・上限額
農業女子ネットワーク等団体の取組支援（農林水産業女性団体の取組支援）	県内の農林水産業に従事する女性を主体として構成する団体が女性の働き方改革や女性の活躍促進に向けて開催する研修会等の取り組みに要する経費を支援。	補助率：1/2 上限額：300千円
技術・資格習得支援	家族経営協定締結者・認定農業者等の女性、男女共同参画推進企業等に従事する女性従業員が経営参画、女性の活躍促進に必要な技術や資格の習得に要する経費を支援。 〈具体的な補助対象経費〉 受験料、受講料、教材費、受講又は受験に伴い県外往来がある場合には交通費及び宿泊費	補助率：1/2 上限額：150千円／1人
緊急就労環境整備の応援に関する取組支援	(1) 就労環境整備 女性が働きやすい就労環境を目指す取組を支援 （事業実施主体） 家族経営協定を締結もしくは今後締結予定の農業者（法人は含まない）で、3名以上雇用（農作業期間のうち過半を超える期間を雇用）し、雇用者の過半が女性である者 〈補助対象経費の例〉 更衣室、休憩室、シャワー室、トイレ等の整備・改修 (2) 労働負担軽減 重量運搬物等の労働負担軽減、腰痛など運動疾患を予防するための装具・器具の導入を支援。 （事業実施主体） 認定農業者、認定新規就農者、家族経営協定の締結又は2年以内に締結予定の女性農業者	補助率：1/2 上限額：500千円 補助率：1/3 上限額：15万円 下限額：5万円

● 事業の流れ

【 農 業 ・ 林 業 】



【 水 産 業 】



● 交付申請期限 2月末日まで

問合せ先

担当部署	分野	電話番号
農林水産部東部農林事務所農業振興課	農業	0857-20-3551
農林水産部東部農林事務所八頭事務所農林業振興課	農業・林業	0858-72-3809
中部総合事務所農林局農業振興課	農業・林業	0858-23-3161
西部総合事務所農林局農林業振興課	農業・林業	0859-31-9641
西部総合事務所日野振興センター日野振興局農林業振興課	農業・林業	0859-72-2005
農林水産部農業振興局経営支援課	全般	0857-26-7327